

(証券コード 6363)

平成27年6月3日

株 主 各 位

大阪府高槻市宮田町一丁目1番8号

株式会社 西島製作所

代表取締役社長 原 田 耕 太 郎

第134回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第134回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月24日（水曜日）24時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日） 午前10時

2. 場 所 大阪府高槻市宮田町一丁目1番8号

当社本社

（末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第134期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第134期連結計算書類監査結果報告
の件

決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件
- 第2号議案** 取締役（監査等委員であるものを除く）5名選任の件
- 第3号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案** 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案** 取締役（監査等委員であるものを除く）及び監査等委員である
取締役の報酬額設定の件
- 第6号議案** 取締役（監査等委員であるものを除く）及び監査等委員である
取締役に対して株式報酬型ストックオプションとして新株予
約権を発行する件

以 上

~~~~~

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださ  
いますようお願い申し上げます。

◎当日当社では軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますのでご了承賜りませ  
ようようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席ください。

◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載すべき事項を修正す  
る必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト  
(<http://www.torishima.co.jp/>) に掲載させていただきます。

# 添付書類

## 事業報告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、米国においては、金融緩和引き締めによる影響が懸念されていたものの、個人消費、生産、投資などは堅調に推移しました。また、欧州においては、政府債務問題や地政学的リスクに懸念が残っているものの、一部では緩やかながらも回復の動きが見られるようになりました。また、中国や新興国における経済成長は一時期に比べ伸びが鈍化しているものの、緩やかな成長で推移しました。世界経済全体としては、原油価格の下落、ウクライナ問題などの影響もあり、先行き不透明な中、緩やかな回復にとどまりました。

わが国経済は、日経平均株価が15年ぶりに19,000円台を回復し、所得も名目上ではプラスとなったものの、消費増税に伴う物価上昇により実質ベースでは所得がマイナスになっていることなどによる消費の落ち込みや、新興国における景気拡大の伸びの鈍化による輸出の伸び悩みや円安による輸入原材料価格の高騰により貿易収支が大幅な赤字になるなど、本格的な回復には至らない状況で推移しました。

当ポンプ業界には、海外向けの水資源を中心としたインフラ整備・エネルギー関連需要及び国内では老朽化したインフラ改修などの動きに依然底堅いものがあるものの、新興国を中心とした景気拡大の鈍化、国内での個人消費回復の遅れなどを背景とした慎重な設備投資などにより、受注競争は厳しい状況で推移しました。

このような情勢のもと、当社グループは、高効率ポンプの開発・製造・販売に注力するとともに大型プラント向け高効率ポンプのノウハウを汎用ポンプに採用したエコポンプの販売促進などを、国内・海外において継続して展開いたしました。この結果、当社グループの当連結会計年度の受注高は42,878百万円（前連結会計年度52,847百万円比81%）となりました。

これを需要先別に見ますと、官公需は12,001百万円（前連結会計年度15,923百万円比75%）、国内民需は6,943百万円（前連結会計年度7,144百万円比97%）、外需は23,933百万円（前連結会計年度29,779百万円比80%）となりました。

当連結会計年度の売上高は46,501百万円（前連結会計年度45,985百万円比101%）を計上し、当連結会計年度末の受注残高としては38,582百万円（前連結会計年度42,205百万円比91%）を来期以降に繰り越すことになりました。受注残高の減少については、当社の課題である基幹システム更新に伴うシステム構築を優先し、一部ポンプについて受注量を調整したことによりますが、期末時点において、通常の体制に戻しております。

**（当連結会計年度）平成26年度 需要先別の受注高、売上高、受注残高**

単位：百万円、（ ）内構成比%

| 区 分<br>需 要 先 | 受 注 高          | 売 上 高          | 受 注 残 高        |
|--------------|----------------|----------------|----------------|
| 官 公 需        | 12,001 (28.0)  | 12,957 (27.9)  | 6,675 (17.3)   |
| 民 需          | 6,943 (16.2)   | 6,146 (13.2)   | 4,281 (11.1)   |
| 外 需          | 23,933 (55.8)  | 27,397 (58.9)  | 27,625 (71.6)  |
| 計            | 42,878 (100.0) | 46,501 (100.0) | 38,582 (100.0) |

**（前連結会計年度）平成25年度 需要先別の受注高、売上高、受注残高**

単位：百万円、（ ）内構成比%

| 区 分<br>需 要 先 | 受 注 高          | 売 上 高          | 受 注 残 高        |
|--------------|----------------|----------------|----------------|
| 官 公 需        | 15,923 (30.1)  | 13,797 (30.0)  | 7,631 (18.1)   |
| 民 需          | 7,144 (13.5)   | 6,299 (13.7)   | 3,484 (8.2)    |
| 外 需          | 29,779 (56.4)  | 25,888 (56.3)  | 31,089 (73.7)  |
| 計            | 52,847 (100.0) | 45,985 (100.0) | 42,205 (100.0) |

当連結会計年度の営業利益は、前連結会計年度と比較して低採算売上が減少したこと、基幹システム更新に伴う導入費用が減少したことなどにより400百万円（前連結会計年度は営業損失945百万円）を計上することとなり、経常利益は持分法による投資損失212百万円などの発生はありましたが、為替差益391百万円が発生したことなどにより、793百万円（前連結会計年度は経常損失632百万円）、当期純利益は福利厚生施設の処分に伴う減損損失158百万円などを特別損失に計上したことなどにより405百万円（前連結会計年度442百万円比92%）となりました。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は、既存設備の更新、機械の増強に加え、株式会社西島製作所の独身寮の建設等に総額1,221百万円を実施し、自己資金及び借入金等で賄っております。

## (2) 企業集団の財産及び損益の状況

| 年 度<br>区 分                | 平成23年度<br>(第131期) | 平成24年度<br>(第132期) | 平成25年度<br>(第133期) | 平成26年度<br>(第134期)<br>(当連結会計年度) |
|---------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------------------|
| 受 注 高 (百万円)               | 39,579            | 40,975            | 52,847            | 42,878                         |
| 売 上 高 (百万円)               | 46,453            | 45,974            | 45,985            | 46,501                         |
| 経常利益又は<br>経常損失(△) (百万円)   | 2,929             | 1,389             | △632              | 793                            |
| 当 期 純 利 益 (百万円)           | 1,497             | 943               | 442               | 405                            |
| 1 株 当 たり<br>当 期 純 利 益 (円) | 53.38             | 33.64             | 15.74             | 14.61                          |
| 総 資 産 (百万円)               | 60,812            | 68,232            | 68,062            | 71,987                         |
| 純 資 産 (百万円)               | 31,775            | 33,602            | 34,524            | 36,532                         |
| 1 株 当 たり<br>純 資 産 (円)     | 1,112.29          | 1,172.56          | 1,209.10          | 1,308.22                       |

## (3) 対処すべき課題

世界人口が70億人を突破し、水(食糧)・エネルギーの確保及び効率的な利用は、引き続き、地球規模での大きな課題となっています。アジア・アフリカを中心とした人口増加や都市化・工業化に伴う海外水市場の拡大、東日本大震災を契機とした電力不足への対策としての新規火力発電所の建設、国土強靱化計画による公共事業や、老朽化したインフラの更新に伴うサービス事業の拡大などにより事業環境は好転するものと予想されます。

このような状況下、当社グループは高効率ポンプの開発及びその提供を通して世の中の発展に貢献する省エネ・ソリューション企業を目指します。平成26年度においては、「ポンプで省エネができる」ことを伝えるため、ポンプメーカーとしての長年の経験と技術を結集して平成21年度より本格的に活動していた「ポンプ de エコ®」が「平成26年度省エネ大賞 経済産業大臣賞(ビジネスモデル分野)」を受賞しました。「省エネ大賞」とは一般財団法人省エネルギーセンター主催、経済産業省の後援で省エネルギーを推進している事業者や省エネルギー性に優れた製品を開発した事業者を表彰するもので、なかでも「経済産業大臣賞」は最高位に位置付けられています。当社グループは、「ポンプで地球を救う!」をスローガンに世界一省エネにこだわるメーカーとして日夜、研究・開発に取り組んでおります。

平成26年度を初年度とした3カ年経営計画の達成状況は以下のとおりとなっております。この計画では過去10年間で取り組んできたTGT活動（トリシマ・グローバル・チーム活動）を発展させ、水・エネルギー市場における事業機会に焦点を当てた拡大をさらに進めると同時に、業務プロセスの抜本的な見直しに取り組み、企業体質の強化を目指します。また、平成26年度の達成状況等を検討した結果、平成27年度の計画及び平成28年度の売上高を修正しております。

### 3カ年の経営目標

単位：百万円

| 区 分 \ 年 度                          | 平成26年度<br>(第134期) |        | 平成27年度<br>(第135期) |        | 平成28年度<br>(第136期) |        |
|------------------------------------|-------------------|--------|-------------------|--------|-------------------|--------|
|                                    | 計画                | 実績     | 計画                | 修正計画   | 計画                | 修正計画   |
| 受 注 高                              | 49,500            | 42,878 | 55,000            | 50,000 | 60,000            | 変更なし   |
| 売 上 高                              | 46,000            | 46,501 | 50,000            | 43,000 | 55,000            | 50,000 |
| 営 業 利 益                            | 500               | 400    | 1,500             | 1,000  | 2,500             | 変更なし   |
| 経 常 利 益                            | 700               | 793    | 1,700             | 1,400  | 2,700             | 変更なし   |
| 当 期 純 利 益<br>又は親会社株式に<br>帰属する当期純利益 | 500               | 405    | 1,200             | 1,000  | 1,900             | 変更なし   |

(注) 3カ年の経営目標値は、現在の会計基準により算出しております。

3カ年経営計画では以下の経営施策を中心に取り組んでおります。

#### (プロセス・イノベーションの推進)

平成25年度より、西島イノベーション・システムが本格稼働したことにより、受注前営業活動から販売までが一気通貫で管理可能な業務プロセスとなりました。今後システムをより効率的に運用するため、製品の標準化を徹底するとともに、システムの増強及び適切な運用の見直しを推し進めてまいります。

#### (高効率ポンプによる省エネ活動の推進)

世界中で不足するエネルギー問題に対処するために、電力を大量に消費するポンプにおける省エネ活動を提唱することにより、高効率ポンプの拡販を図ってまいります。

また、国内で好評価を頂いております省エネ効果の高い小型ポンプ（エコポンプ）の海外需要に応えるため、P. T. TORISHIMA GUNA INDONESIA. で組立ラインを稼働させたのを機にインドネシアを皮切りにインド・香港・シンガポールでの提案活動を本格的に実施することで、電力不足に悩む新興国での高効率ポンプ需要拡大に努めてまいります。

### （新技術・新製品の開発）

時代の流れやお客様のニーズに応じて、つねに新しい製品の開発を行っています。たとえば、近年頻発しているゲリラ豪雨などに備え、「ポンプ本体による渦の抑制技術（二重ラップカンと渦対策リング）」を開発しました。これは、ポンプ性能に悪影響を及ぼす水中渦や空気吸込渦をポンプ本体で抑制するもので、大がかりな土木工事が必要だった従来の方法に比べると手間や工事費が大幅に削減できます。また発電所向けには、当社の強みであるボイラ給水ポンプをより使いやすく進化させたMHG-A（Advanced）を開発。再生可能エネルギーと火力発電との併用が進む中、より頑強かつ幅広い運転要求に対応できる新タイプであり、世界各国にて受注拡大を狙っていきます。

### （サービス事業の拡大）

当社グループの高効率ポンプを活用した省エネ技術によるソリューション提供を通じて内外の事業拡大を図ってまいります。

また、リ・エンジニアリング&デザインアップ（REDU®）として、定期的な修理・更新の受注にとどまらず、ポンプの性能改善や長寿命化、運用費の抑制につながる高付加価値の独自サービスをグローバルに展開してまいります。

国内においては、省エネニーズや、老朽化したインフラの更新需要を積極的に取り込んでまいります。

### （品質管理の徹底）

当社グループは設計から調達、製造、現地据付試運転まで、全工程を通じて一貫した品質保証体制を確立してまいります。材料検査からはじまり、ポンプの性能試験では多様なサイズ、形式に対応する設備を揃え、製品がお客様の仕様を満たし、当社グループの品質水準に適合しているかどうか徹底的に確認しています。自社において、その高水準を厳守するのはもちろん、部品や材料の調達先にも同じレベルの厳しさを要求し、常に安心、信頼していただける製品の供給に努めてまいります。

### （コーポレート・ガバナンスの強化）

当社グループはグローバル化を推進する企業グループとして、海外を含む各種法令の遵守と、経営の透明性と客観性を担保するため、コーポレート・ガバナンス強化とコンプライアンスの徹底に努めてまいります。

また、「「日本再興戦略」改訂2014」に基づくコーポレート・ガバナンスコードの諸原則を踏まえたコーポレートガバナンスの強化についても取り組んでまいります。

つきましては、今後ともなお一層の厳しいご鞭撻と温かいご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### (4) 主要な事業内容（平成27年 3月31日現在）

当社グループは、当社と子会社22社及び関連会社8社で構成され、各種ポンプ・ポンププラント、環境装置、風力発電設備、小水力発電設備、バイオマス発電設備、メカニカルシール、その他ポンプ関連機器の製造・販売、据付工事・サービス、電気の供給及びこれらに附帯する業務を主な事業内容としております。

#### (5) 主要な事業所及び工場（平成27年 3月31日現在）

##### ① 当社

|       |                                                           |
|-------|-----------------------------------------------------------|
| 本社    | 大阪府高槻市宮田町一丁目1番8号                                          |
| 支社    | 東京                                                        |
| 支店    | 大阪、九州（福岡市）、名古屋、札幌、仙台、広島、高松、シンガポール、中東（アラブ首長国連邦）、北米、サウジアラビア |
| 営業所   | 沖縄（那覇市）、佐賀、横浜、和歌山                                         |
| 出張所   | 宇部、熊本                                                     |
| 海外事務所 | 北京（中国）、ドーハ（カタール）、アブダビ（アラブ首長国連邦）                           |
| 工場    | 本社工場（大阪府高槻市）、九州工場（佐賀県武雄市）                                 |

##### ② 主要な子会社

|                                      |          |
|--------------------------------------|----------|
| 株式会社九州トリシマ                           | 佐賀県武雄市   |
| 西島ポンプ香港有限公司                          | 香港       |
| 西島ポンプ（天津）有限公司                        | 中国       |
| TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS FZCO.    | アラブ首長国連邦 |
| P. T. TORISHIMA GUNA ENGINEERING     | インドネシア   |
| TORISHIMA PUMPS (INDIA) PRIVATE LTD. | インド      |
| TORISHIMA (USA) CORPORATION          | 米国       |

#### (6) 企業集団の従業員の状況（平成27年 3月31日現在）

| 従業員数   | 前連結会計年度末比増減 |
|--------|-------------|
| 1,516名 | 44名増        |

（注）従業員数は就業人員であり、嘱託社員83名及び臨時従業員数の年間の平均人員76名は含まれておりません。

(7) 重要な子会社の状況 (平成27年3月31日現在)

| 会社名                                  | 資本金                    | 出資比率   | 主要な事業内容                |
|--------------------------------------|------------------------|--------|------------------------|
| 株式会社九州トリシマ                           | 百万円<br>100             | 100.0% | 小型ポンプの製造、販売            |
| 西島ポンプ香港有限公司                          | 千ホンコンドル<br>29,675      | 100.0% | ポンプ諸機械・プラントの販売及び設計施工   |
| 西島ポンプ(天津)有限公司                        | 千元<br>41,125           | 86.7%  | ポンプ諸機械の製造、販売           |
| TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS FZCO.    | 千UAE<br>ディルハム<br>4,000 | 92.5%  | ポンプ諸機械のメンテナンス・アフターサービス |
| P. T. TORISHIMA GUNA ENGINEERING     | 百万ルピア<br>48,871        | 48.5%  | ポンプ諸機械のメンテナンス・アフターサービス |
| TORISHIMA PUMPS (INDIA) PRIVATE LTD. | 千ルピー<br>65,116         | 100.0% | ポンプ諸機械のメンテナンス・アフターサービス |
| TORISHIMA (USA) CORPORATION          | 千米ドル<br>15,300         | 100.0% | 北米拠点の統括                |

(8) 主要な借入先及び借入額 (平成27年3月31日現在)

| 借入先           | 借入金残高    |
|---------------|----------|
| 株式会社りそな銀行     | 4,932百万円 |
| 株式会社日本政策投資銀行  | 3,000百万円 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 1,000百万円 |
| 株式会社みずほ銀行     | 800百万円   |

(注)上記のほか、主要な借入先として、金融機関4行を借入先とするシンジケートローン(返済期限平成30年3月、借入金残高1,500百万円)、及び金融機関6行を借入先とするシンジケートローン(返済期限平成30年12月、借入金残高2,500百万円)があります。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 60,000,000株
- ② 発行済株式の総数 29,889,079株（うち自己株式2,401,805株）
- ③ 株主数 9,883名
- ④ 上位10名の株主

| 株主名                                              | 持株数     | 持株比率  |
|--------------------------------------------------|---------|-------|
| 公益財団法人 原田記念財団                                    | 2,810千株 | 10.2% |
| 株式会社りそな銀行                                        | 1,286千株 | 4.6%  |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行                                    | 1,266千株 | 4.6%  |
| 株式会社三井住友銀行                                       | 1,266千株 | 4.6%  |
| 株式会社栗本鐵工所                                        | 652千株   | 2.3%  |
| 株式会社日阪製作所                                        | 619千株   | 2.2%  |
| GOLDMAN, SACHS & CO.<br>REG                      | 580千株   | 2.1%  |
| 三精テクノロジーズ株式会社                                    | 551千株   | 2.0%  |
| RBC ISB A/C LUX NON<br>RESIDENT/DOMESTIC<br>RATE | 550千株   | 2.0%  |
| 日本トラスティ・サービス<br>信託銀行株式会社（信託口）                    | 535千株   | 1.9%  |

- (注) 1. 当社所有の自己株式(2,401,805株)については、上記上位10名の株主から除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (2) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成26年8月7日開催の取締役会決議に基づき、自己株式600,000株の取得を行いました。この結果、当連結会計年度末において、自己株式が543百万円増加し、当連結会計年度末において自己株式が1,499百万円となっております。

### (3) 新株予約権等の状況

当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

(平成20年9月18日開催の取締役会決議による新株予約権)

- ① 新株予約権の行使時の払込金額 1個当たり100円(1株当たり1円)
- ② 新株予約権の行使条件 新株予約権者は、当社の取締役は取締役、監査役は監査役のそれぞれの地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できる。
- ③ 新株予約権の行使期間 平成20年9月20日から平成50年9月19日まで
- ④ 当社役員の保有状況

| 区 分               | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類及び数 | 保有者数 |
|-------------------|---------|---------------|------|
| 取締役<br>(社外取締役を除く) | 31個     | 普通株式 3,100株   | 1名   |
| 社外取締役             | —       | —             | —    |
| 監査役               | 4個      | 普通株式 400株     | 1名   |

(平成21年7月16日開催の取締役会決議による新株予約権)

- ① 新株予約権の行使時の払込金額 1個当たり100円(1株当たり1円)
- ② 新株予約権の行使条件 新株予約権者は、当社の取締役は取締役、監査役は監査役のそれぞれの地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できる。
- ③ 新株予約権の行使期間 平成21年7月18日から平成51年7月17日まで
- ④ 当社役員の保有状況

| 区 分               | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類及び数 | 保有者数 |
|-------------------|---------|---------------|------|
| 取締役<br>(社外取締役を除く) | 72個     | 普通株式 7,200株   | 2名   |
| 社外取締役             | —       | —             | —    |
| 監査役               | 31個     | 普通株式 3,100株   | 3名   |

(平成22年7月16日開催の取締役会決議による新株予約権)

- ① 新株予約権の行使時の払込金額 1個当たり100円(1株当たり1円)
- ② 新株予約権の行使条件 新株予約権者は、当社の取締役は取締役、監査役は監査役のそれぞれの地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できる。
- ③ 新株予約権の行使期間 平成22年7月21日から平成22年7月20日まで
- ④ 当社役員の保有状況

| 区 分               | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類及び数 | 保有者数 |
|-------------------|---------|---------------|------|
| 取締役<br>(社外取締役を除く) | 89個     | 普通株式 8,900株   | 3名   |
| 社外取締役             | —       | —             | —    |
| 監査役               | 31個     | 普通株式 3,100株   | 3名   |

(平成23年7月15日開催の取締役会決議による新株予約権)

- ① 新株予約権の行使時の払込金額 1個当たり100円(1株当たり1円)
- ② 新株予約権の行使条件 新株予約権者は、当社の取締役は取締役、監査役は監査役のそれぞれの地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できる。
- ③ 新株予約権の行使期間 平成23年7月20日から平成23年7月19日まで
- ④ 当社役員の保有状況

| 区 分               | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類及び数 | 保有者数 |
|-------------------|---------|---------------|------|
| 取締役<br>(社外取締役を除く) | 119個    | 普通株式 11,900株  | 3名   |
| 社外取締役             | —       | —             | —    |
| 監査役               | 22個     | 普通株式 2,200株   | 3名   |

(平成24年7月13日開催の取締役会決議による新株予約権)

- ① 新株予約権の行使時の払込金額 1個当たり100円(1株当たり1円)
- ② 新株予約権の行使条件 新株予約権者は、当社の取締役は取締役、監査役は監査役のそれぞれの地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できる。
- ③ 新株予約権の行使期間 平成24年7月20日から平成54年7月19日まで
- ④ 当社役員の保有状況

| 区 分               | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類及び数 | 保有者数 |
|-------------------|---------|---------------|------|
| 取締役<br>(社外取締役を除く) | 188個    | 普通株式 18,800株  | 3名   |
| 社外取締役             | 11個     | 普通株式 1,100株   | 1名   |
| 監査役               | 59個     | 普通株式 5,900株   | 4名   |

(平成25年7月12日開催の取締役会決議による新株予約権)

- ① 新株予約権の行使時の払込金額 1個当たり100円(1株当たり1円)
- ② 新株予約権の行使条件 新株予約権者は、当社の取締役は取締役、監査役は監査役のそれぞれの地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できる。
- ③ 新株予約権の行使期間 平成25年7月19日から平成55年7月18日まで
- ④ 当社役員の保有状況

| 区 分               | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類及び数 | 保有者数 |
|-------------------|---------|---------------|------|
| 取締役<br>(社外取締役を除く) | 193個    | 普通株式 19,300株  | 3名   |
| 社外取締役             | 13個     | 普通株式 1,300株   | 1名   |
| 監査役               | 66個     | 普通株式 6,600株   | 4名   |

(平成26年7月14日開催の取締役会決議による新株予約権)

- ① 新株予約権の行使時の払込金額 1個当たり100円(1株当たり1円)
- ② 新株予約権の行使条件 新株予約権者は、当社の取締役は取締役、監査役は監査役のそれぞれの地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できる。
- ③ 新株予約権の行使期間 平成26年7月19日から平成56年7月18日まで
- ④ 当社役員の保有状況

| 区 分                 | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類及び数 | 保 有 者 数 |
|---------------------|---------|---------------|---------|
| 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 138個    | 普通株式 13,800株  | 3名      |
| 社外取締役               | 12個     | 普通株式 1,200株   | 1名      |
| 監 査 役               | 63個     | 普通株式 6,300株   | 5名      |

#### (4) 会社役員 の 状 況 (平成27年 3月31日 現在)

##### ① 取締役及び監査役の状況

| 氏 名       | 地 位 及 び 担 当              | 重要な兼職の状況                         |
|-----------|--------------------------|----------------------------------|
| 原 田 耕 太 郎 | 代表取締役社長<br>最高執行役員社長      |                                  |
| 藤 川 博 道   | 代表取締役副社長                 |                                  |
| 久 島 哲 也   | 取 締 役<br>専務執行役員<br>調達本部長 |                                  |
| 藤 瀬 學     | 取 締 役                    | 国立音楽大学監事                         |
| 吉 田 欽 一   | 常勤監査役                    |                                  |
| 福 田 豊     | 常勤監査役                    |                                  |
| 豊 藏 亮     | 監 査 役                    | 弁護士<br>I D E C株式会社 社外取締役         |
| 津 田 晃     | 監 査 役                    | 日立キャピタル株式会社 社外取締役<br>宝印刷株式会社 取締役 |
| 伯 川 志 郎   | 監 査 役                    | 公認会計士<br>福岡市監査委員                 |

- (注) 1. 取締役 藤瀬 學氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 豊藏 亮氏、津田 晃氏及び伯川 志郎氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役 藤瀬 學氏、監査役 豊藏 亮氏、監査役 津田 晃氏、監査役 伯川 志郎氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 常勤監査役 吉田 欽一氏は、長年にわたり当社経理部門において財務及び会計業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 常勤監査役 福田 豊氏は、長年にわたり当社経理部門において財務及び会計業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役 伯川 志郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 平成27年3月31日現在、監査役であった豊藏 亮氏は平成27年4月23日逝去により退任いたしました。

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

| 区 分 | 支 給 人 員 | 支 給 額  |
|-----|---------|--------|
| 取締役 | 5名      | 80百万円  |
| 監査役 | 5名      | 55百万円  |
| 合 計 | 10名     | 136百万円 |

- (注) 1. 上記には、平成26年6月27日開催の第133回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与20百万円は含まれておりません。
3. 取締役の支給額には、ストックオプション15百万円(うち社外取締役1百万円)を含んでおります。
4. 監査役の支給額には、ストックオプション5百万円(うち社外監査役2百万円)を含んでおります。
5. 株主総会決議に基づく報酬限度額(年額)は、取締役180百万円(平成18年度第126回定時株主総会決議)、監査役60百万円(平成18年度第126回定時株主総会決議)であります。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外役員に支払った報酬等の総額

| 区 分  | 支給人員 | 支 給 額 | 子会社からの役員報酬等 |
|------|------|-------|-------------|
| 社外役員 | 4名   | 36百万円 | —           |

② 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役である藤瀬 學氏の兼職状況については、前記「(4)①取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

社外監査役である豊藏 亮氏、津田 晃氏及び伯川 志郎氏の兼職状況については、前記「(4)①取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

なお、藤瀬 學氏の兼職先であります国立音楽大学、豊藏 亮氏の兼職先でありますI D E C株式会社及び津田 晃氏の兼職先であります日立キャピタル株式会社と当社とは特別な関係はありません。

また、津田 晃氏の兼職先であります宝印刷株式会社は当社の取引先であります。取引の規模、性質に照らして、株主、投資家の判断に何ら影響を及ぼすおそれはないと判断されることから概要の記載を省略し、伯川 志郎氏が監査委員を受任している福岡市と当社とは、公共工事における入札・契約制度に基づき落札した工事契約により取引することがありますが、入札・契約制度の性質に照らして、株主、投資家の判断及び社外監査役としての職務遂行に、何ら影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。

### ③ 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会においては、取締役 藤瀬 學氏は11回中11回、監査役 豊藏 亮氏は11回中9回、監査役 津田 晃氏は11回中11回、監査役 伯川 志郎氏は11回中11回出席しております。

各氏は、取締役会において各々の豊富な経験や見識及び専門的知見に基づき、各々の立場から経営全般にわたって発言を行っております。

当事業年度開催の監査役会においては、監査役 豊藏 亮氏は11回中9回、監査役 津田 晃氏は11回中11回、監査役 伯川 志郎氏は11回中11回出席しております。

各氏は、監査役会において各々の豊富な経験や見識及び専門的知見に基づき、業務の適正化の観点から監査業務全般について発言を行っております。

### ④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条の定める制度により、社外取締役及び社外監査役との責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が社外取締役及び社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

#### (1) 社外取締役の責任限定契約

社外取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

#### (2) 社外監査役の責任限定契約

社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## (6) 会計監査人の状況

### ① 名称

有限責任監査法人 トーマツ

### ② 報酬等の額

|                                 |       |
|---------------------------------|-------|
| 報酬等の額                           | 34百万円 |
| 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 35百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### ③ 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号の解任事由に該当する場合、会社法第340条第2項に従い解任いたします。

また、その他当社についての監査業務に支障が生じると認められる場合、あるいはより適正な監査のために会計監査人を変更することが妥当と判断した場合、監査役会は会計監査人の選任及び解任並びに再任しないことに関する株主総会への提出議案の内容を決定いたします。

### 3. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

会社法第362条第5項に基づき、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制（内部統制システム）の整備基本方針を定めました。

本内部統制システムは、確実に実施するとともに、本システム及びそれに関する社内規程等は必要に応じた見直しを行い、効率的で適法な企業体制の維持・改善を図るものとします。

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、「金銭の赤字は出しても信用の赤字は出さぬ」の社是のもと、法令遵守、公平・公正、社会倫理に反する行為の禁止、風紀・秩序の維持、差別の禁止、違反については是正措置などの基本姿勢を定め、取締役及び使用人はその内容を遵守すべく、周知徹底を図るものとします。
- ② 職場での企業倫理等に関する相談窓口及び「コンプライアンス委員会」を当社に設置し、当委員会は、（ア）当社及び子会社から成る当社グループの遵法体制・倫理体制の構築と、これらの状況把握（イ）企業倫理に関する内部監査についての指導・助言（ウ）企業倫理に関する教育計画、教育活動についての指導・助言（エ）相談窓口への連絡に対する指導・助言（オ）その他有事発生時指導・助言を任務とします。
- ③ 当社は、取締役及び使用人に対し、担当部門からコンプライアンス及び法令等に関する定期的な情報の提供を行い、またコンプライアンスに関する教育・啓発活動を必要に応じて行います。

#### (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、株主総会に関する文書、取締役会、その他重要な会議に関する文書、稟議書、契約書、その他取締役の職務の執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む）について、社内規程に従った保存、管理を行います。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、経営リスク、事故・自然災害リスク、政治・経済・社会リスクを適切に管理するため、平常時における全社的なリスクマネジメント推進及び緊急時におけるリスク対策につき社内規程に定め、体制を整備します。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、執行役員制度を採用し、業務の執行と監督の分離を図ります（平成18年6月29日付で執行役員制度導入）。取締役会は、経営の意思決定と取締役及び執行役員の業務執行状況の監督を行います。
- ② 当社は、取締役及び使用人の各職位に関する職務内容及び責任権限並びに各組織単位の業務分掌を社内規程に定め、効率経営を行うとともに、それに従った職務責任体制で業務が行われているか定期的に内部監査を行います。

#### (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、当社及び子会社から成る当社グループが相互に協力し、ともに企業価値の向上を図るために管理体制を整備し、子会社に対する支援及び経営指導・監督、管理を行います。
- ② 当社は、当社及び子会社から成る当社グループ全体の業務の適正性を確保するため、各子会社に事業内容、規模等を考慮した内部統制システム構築の基本方針に沿った内部統制システムを整備させ、当社の担当部門はその状況を確認します。

#### (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性確保に関する事項

- ① 当社は、監査役の職務を補助すべき使用人を置くことの必要性が生じた場合、もしくは監査役から求めのあった場合には、監査役と協議のうえ合理的な配置を行います。
- ② 上記使用人を置くに至った場合、当該使用人に対する指揮命令権は監査役に帰属するものとし、評価、賃金、異動等の人事事項は事前に監査役の同意を得た上で決定します。当該使用人への必要な調査権限の付与等を行い、当該使用人の取締役からの独立性を確保するとともに監査役の指示の実効性を確保します。

#### (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制並びにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役及び使用人が職務執行の状況について監査役に定期的に報告を行い、また、当社及び子会社から成る当社グループの重要事項については、子会社から報告を受けた取締役及び使用人、若しくは子会社の取締役及び使用人から、都度、当社監査役に報告を行う体制を整備します。
- ② 前項に関わらず、監査役は当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、必要に応じて随時報告を求めることができますものとしします。
- ③ 内部監査部門及び管理部門がその業務の補助を行う体制を整えます。
- ④ 第1項及び第2項による報告をした者は、不利な取扱いを受けないことを社内規程に定め適正に運用します。
- ⑤ 当社は、監査役の職務の執行について生じる費用の請求が監査役よりあった場合は、当該請求に係る費用が、監査役の職務の執行に必要なと認められる場合を除き、これを拒むことができないものとしします。

#### (8) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 当社は、反社会的勢力には断固とした姿勢で臨み、不当な要求を受けた場合には毅然とした態度で対応します。
- ② 当社は、平素より関係行政機関、弁護士等からの情報収集に努め、事案の発生時には速やかに対処できる体制を構築します。

## 4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

### (1) 剰余金の配当等の決定方針

当社の配当方針は株主各位への安定的配当を継続することを基本としますが、今後は、新たな成長のための投資に利益配分を振り向けることを考慮して、配当性向は20%から30%を目安としております。内部留保資金につきましては、新たな成長を目指して、今後の高度化するポンプ及び関連機器、関連ソフトウェアに対処するための技術開発や新製品開発及び既設ポンプ機場・プラントのメンテナンス活動並びに生産の合理化のための生産設備、地球環境保全のための環境事業展開等の業容の拡大に有効に投資してまいりたいと考えております。

### (2) 当期の剰余金処分

当期の剰余金処分につきましては、上記の基本方針に基づくとともに、株主各位の日頃のご支援にお応えするため、1株当たり普通配当9円とし、既に実施済みの中間配当金9円を合わせ年間1株当たり18円とさせていただきます。期末配当金の総額は247百万円であります。

### (3) 連結配当規制適用会社

当社は、連結配当規制適用会社であります。

## 5. 会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容

当社は、株式を上場している者として、市場における当社株式等の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式等の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきと考えています。

ただし、株式等の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要かつ十分な時間や情報の確保、株式等の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

## (2) 基本方針の実現のための取組み

当社は、明らかに当社グループの企業価値あるいは株主の皆様の利益を害すると判断される買付行為に対しては、第127回定時株主総会におきまして、以下の取組み（事前警告型買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を行うことを決議し、第133回定時株主総会において継続することを決議しております。

- ① 本プランは、以下の(i)または(ii)に該当する当社株式等の買付け、またはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下「大規模買付行為」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付行為を行い、または行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

(i)当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け

(ii)当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

- ② 買付者等におきましては、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付行為に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。
- ③ 上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、当社に対して、大規模買付等に対する株主及び投資家の皆様のご判断、並びに当社取締役会の評価・検討のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付行為の提案がなされた事実については適切に開示し、提案の概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提案が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

- ④ 当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、一定の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付行為の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様を開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

- ⑤ 当社取締役会は、上記④の検討等の後、以下の手続きに従い、対抗措置の発動の是非について決議を行うものとします。
- (i) 買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合、若しくは、買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合  
当社取締役会は、買付者等が上記②から④までに規定する手続きを遵守しなかった場合、若しくは、買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものと認められ、かつ対抗措置の発動が相当と認められる場合には、例外的措置として、対抗措置の発動の決議を行うものとします。
- (ii) 買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれがある場合  
当社取締役会は、上記(i)に該当しない場合であっても、買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれがあるものと認められる場合であって、対抗措置の発動決議を行うことが相当と認められる場合には、対抗措置の内容及びその発動の賛否に関し、株主の皆様意思を確認するために下記⑥に定める手続きを行うものとします。
- (iii) 買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうものではないと認められる場合  
当社取締役会は上記(i)及び(ii)に定める場合を除き、対抗措置の不発動の決議を行うものとします。
- 当社取締役会は、上記(i)(ii)(iii)の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。
- ⑥ 当社取締役会は、上記⑤(ii)に該当する場合、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、または書面投票のいずれかを選択し実施するものとします。株主意思確認総会は、定時株主総会または臨時株主総会とあわせて開催する場合があります。  
当社取締役会は、投票基準日確定までに、株主意思確認総会または書面投票のいずれによって株主意思の確認を行うのかを決定するものとし、決定内容を速やかに情報開示いたします。また、当社取締役会は、株主意思確認総会または書面投票を実施した場合には、投票結果その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。
- ⑦ 当社取締役会が上記⑤の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後、または発動後においても、(i) 買付者等が大規模買付行為を中止した場合、または(ii) 対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと認められる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止または発動の停止を行うものとします。  
当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。
- ⑧ 大規模買付等の開始時期  
買付者等は、上記①から⑥までに規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動、または不発動の決議がなされるまでは大規模買付行為を開始することはできないものとします。

- ⑨ 本プランにおける対抗措置の具体的内容  
当社取締役会が上記⑤に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、原則として新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うこととします。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適当と判断される場合には、当該その他の対抗措置を用いることもあります。  
当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、上記⑦に記載の通り、対抗措置の中止または発動の停止を決定することがあります。
- ⑩ 本プランの有効期間、廃止及び変更  
本プランの有効期間は、平成26年6月27日の定時株主総会決議の日から、平成29年6月開催予定の定時株主総会終結の時までの3年間とします。  
ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。  
なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、本プランを修正し、または変更する場合があります。  
当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実及び（変更の場合には）変更の内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

### (3) 上記の取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

- ① 当社取締役会は上記(2)の取組みは上記(1)の基本方針に沿ったものであり、買付者等が本プランに定められた手続きに従うことなく大規模買付行為がなされた場合を除き、買付者等による大規模買付行為に対する対抗措置の発動について株主の意思を直接確認するものであることから株主共同の利益を損なうものではないと判断します。
- ② 当社取締役会は上記(2)の取組みは合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保していることから、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断します。

---

〔注〕 本事業報告に記載している数字は、金額、株数および持株比率については表示単位未満を切り捨てて表示し、その他については四捨五入して表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

単位：百万円

| 資 産 の 部         |               | 負 債 の 部        |               |
|-----------------|---------------|----------------|---------------|
| 科 目             | 金 額           | 科 目            | 金 額           |
| <b>流動資産</b>     | <b>42,904</b> | <b>流動負債</b>    | <b>25,140</b> |
| 現金及び預金          | 4,439         | 支払手形及び買掛金      | 10,110        |
| 受取手形及び売掛金       | 26,616        | 短期借入金          | 8,356         |
| 商品及び製品          | 248           | 未払法人税等         | 111           |
| 仕掛品             | 6,655         | 前受金            | 1,812         |
| 原材料及び貯蔵品        | 1,934         | 賞与引当金          | 683           |
| 前渡金             | 812           | 製品保証引当金        | 636           |
| 繰延税金資産          | 905           | 工事損失引当金        | 436           |
| その他             | 1,376         | その他            | 2,994         |
| 貸倒引当金           | △84           | <b>固定負債</b>    | <b>10,314</b> |
| <b>固定資産</b>     | <b>29,082</b> | 長期借入金          | 8,782         |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>10,611</b> | 繰延税金負債         | 720           |
| 建物及び構築物         | 4,136         | 役員退職慰労引当金      | 12            |
| 機械装置及び運搬具       | 3,191         | 退職給付に係る負債      | 249           |
| 工具、器具及び備品       | 318           | その他            | 549           |
| 土地              | 2,561         | <b>負債合計</b>    | <b>35,454</b> |
| リース資産           | 311           | <b>純資産の部</b>   |               |
| 建設仮勘定           | 93            | <b>株主資本</b>    | <b>32,573</b> |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>2,295</b>  | 資本金            | 1,592         |
| ソフトウェア          | 2,097         | 資本剰余金          | 7,828         |
| のれん             | 75            | 利益剰余金          | 24,650        |
| その他             | 121           | 自己株式           | △1,499        |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>16,175</b> | その他の包括利益累計額    | 3,386         |
| 投資有価証券          | 14,323        | その他有価証券評価差額金   | 1,614         |
| 長期貸付金           | 407           | 繰延ヘッジ損益        | △456          |
| 退職給付に係る資産       | 1,102         | 為替換算調整勘定       | 1,503         |
| 繰延税金資産          | 47            | 退職給付に係る調整累計額   | 725           |
| その他             | 516           | 新株予約権          | 109           |
| 貸倒引当金           | △223          | 少数株主持分         | 463           |
| <b>資産合計</b>     | <b>71,987</b> | <b>純資産合計</b>   | <b>36,532</b> |
|                 |               | <b>負債純資産合計</b> | <b>71,987</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

単位：百万円

| 科 目            | 金 額 |        |
|----------------|-----|--------|
| 売 上 高          |     | 46,501 |
| 売 上 原 価        |     | 37,339 |
| 売 上 総 利 益      |     | 9,162  |
| 販売費及び一般管理費     |     | 8,761  |
| 営 業 利 益        |     | 400    |
| 営 業 外 収 益      |     |        |
| 受 取 利 息        | 46  |        |
| 受 取 配 当 金      | 194 |        |
| 為 替 差 益        | 391 |        |
| 受 取 賃 貸 料      | 126 |        |
| そ の 他          | 189 | 947    |
| 営 業 外 費 用      |     |        |
| 支 払 利 息        | 148 |        |
| 持分法による投資損失     | 212 |        |
| そ の 他          | 192 | 554    |
| 経 常 利 益        |     | 793    |
| 特 別 利 益        |     |        |
| 投資有価証券売却益      | 45  | 45     |
| 特 別 損 失        |     |        |
| 投資有価証券評価損失     | 4   |        |
| 減 損 損 失        | 158 | 163    |
| 税金等調整前当期純利益    |     | 676    |
| 法人税、住民税及び事業税   | 119 |        |
| 法人税等調整額        | 55  | 174    |
| 少数株主損益調整前当期純利益 |     | 501    |
| 少 数 株 主 利 益    |     | 95     |
| 当 期 純 利 益      |     | 405    |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

単位：百万円

|                         | 株主資本  |       |        |        |        |
|-------------------------|-------|-------|--------|--------|--------|
|                         | 資本金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自己株式   | 株主資本合計 |
| 当連結会計年度期首残高             | 1,592 | 7,822 | 23,888 | △962   | 32,342 |
| 会計方針の変更による累積的影響額        |       |       | 856    |        | 856    |
| 会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高 | 1,592 | 7,822 | 24,745 | △962   | 33,198 |
| 連結会計年度中の変動額             |       |       |        |        |        |
| 剰余金の配当                  |       |       | △500   |        | △500   |
| 当期純利益                   |       |       | 405    |        | 405    |
| 自己株式の取得                 |       |       |        | △544   | △544   |
| 自己株式の処分                 |       | 5     |        | 7      | 13     |
| 当連結会計年度中の変動額合計          | －     | 5     | △94    | △536   | △625   |
| 当連結会計年度末残高              | 1,592 | 7,828 | 24,650 | △1,499 | 32,573 |

|                           | その他の包括利益累計額  |         |          |              |               | 新株予約権 | 少数株主持分 | 純資産合計  |
|---------------------------|--------------|---------|----------|--------------|---------------|-------|--------|--------|
|                           | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 |       |        |        |
| 当連結会計年度期首残高               | 1,072        | △249    | 632      | 145          | 1,602         | 101   | 477    | 34,524 |
| 会計方針の変更による累積的影響額          |              |         |          |              |               |       |        | 856    |
| 会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高   | 1,072        | △249    | 632      | 145          | 1,602         | 101   | 477    | 35,380 |
| 連結会計年度中の変動額               |              |         |          |              |               |       |        |        |
| 剰余金の配当                    |              |         |          |              |               |       |        | △500   |
| 当期純利益                     |              |         |          |              |               |       |        | 405    |
| 自己株式の取得                   |              |         |          |              |               |       |        | △544   |
| 自己株式の処分                   |              |         |          |              |               |       |        | 13     |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | 541          | △207    | 870      | 579          | 1,783         | 8     | △14    | 1,777  |
| 当連結会計年度中の変動額合計            | 541          | △207    | 870      | 579          | 1,783         | 8     | △14    | 1,152  |
| 当連結会計年度末残高                | 1,614        | △456    | 1,503    | 725          | 3,386         | 109   | 463    | 36,532 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 18社
- 株式会社九州トリシマ、西島ポンプ香港有限公司  
西島エンジニアリング株式会社、LOIKUM WINDPARK GMBH.  
昭和メンテナンス工業株式会社、TORISHIMA EUROPE LTD.  
株式会社クリーンエネルギー五色、西島ポンプ（天津）有限公司  
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS FZCO.  
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS EUROPE LTD.  
P. T. TORISHIMA GUNA INDONESIA、P. T. GETEKA FOUNINDO  
P. T. TORISHIMA GUNA ENGINEERING  
TORISHIMA EUROPE PROJECTS LTD.、TORISHIMA PUMPS（INDIA）PRIVATE LTD.  
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS ASIA PRIVATE LTD.  
TORISHIMA（USA）CORPORATION、TORISHIMA AUSTRARIA PTY LTD.
- (2) 非連結子会社の数 4社
- ICI CALDAIE LTD.、MGR FLUID POWER LTD.  
その他2社

上記4社合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の関連会社の数 6社
- 協和機工株式会社  
SMITECH ENGINEERING PTE LTD.  
イオスエンジニアリング アンド サービス株式会社  
FLUID EQUIPMENT DEVELOPMENT COMPANY, LLC.  
FEDCO REALESTATE HOLDINGS, LLC.  
株式会社肥前風力エネルギー開発

当連結会計年度において、株式会社肥前風力エネルギー開発の株式を追加取得したため、持分法適用の範囲に含めております。

|                       |    |                                                    |
|-----------------------|----|----------------------------------------------------|
| (2) 持分法を適用しない非連結子会社の数 | 4社 | ICI CALDAIE LTD.、MGR FLUID POWER LTD.<br>その他2社     |
| 持分法を適用しない関連会社の数       | 2社 | TILL MOYLAND WINDPARK GMBH.<br>REES WINDPARK GMBH. |

上記6社については、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② デリバティブ

時価法によっております。

③ たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品及び製品、原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法によっております。

仕掛品

個別法による原価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）については定額法、その他の有形固定資産については定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|             |        |
|-------------|--------|
| 「建物及び構築物」   | 10～50年 |
| 「機械装置及び運搬具」 | 4～17年  |
| 「工具、器具及び備品」 | 2～20年  |

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内による利用可能期間（5年～7年）に基づいております。

- ③ リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- (3) 引当金の計上基準
  - ① 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の実情を考慮して計上しております。
  - ② 賞与引当金  
従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額基準により計上しております。
  - ③ 製品保証引当金  
プラント工事等における今後の無償保証工事費用の発生に備えるため、過去の実績に基づいて計上しております。
  - ④ 工事損失引当金  
受注工事の損失に備えるため、当連結会計年度末における手持受注工事のうち、発生する工事原価の見積額が、受注額を超過すると見込まれるものについて計上しております。
  - ⑤ 役員退職慰労引当金  
一部の連結子会社における役員退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程（内規）に基づく期末要支給見込額を計上しております。
- (4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
  - 退職給付に係る会計処理の方法  
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
    - ① 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
    - ② 数理計算上の差異の費用処理方法  
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。  
未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

## (会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更し、割引率の決定方法を残存勤務期間に基づく割引率から単一の加重平均割引率へ変更しました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37号に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が1,330百万円減少し、利益剰余金が856百万円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響額はそれぞれ軽微であります。

### (5) 重要な収益及び費用の計上基準

#### 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)

その他の工事

工事完成基準

### (6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債、並びに収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

### (7) 重要なヘッジ会計の方法

#### ① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

#### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

a (ヘッジ手段) ……………為替予約

(ヘッジ対象) ……………外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

b (ヘッジ手段) ……………金利スワップ

(ヘッジ対象) ……………借入金

#### ③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

主として、ヘッジ手段とヘッジ対象について、キャッシュ・フローの変動の累計を比較する方法によっておりますが、契約の内容等によりヘッジに高い有効性が明らかに認められる場合については有効性の判定を省略しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略していません。

(8) のれんの償却方法及び償却年数

のれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間（計上後20年以内）で均等償却しております。ただし、金額の僅少な場合は、発生時に一括償却しております。

(9) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

|        |          |
|--------|----------|
| 有形固定資産 | 3,440百万円 |
| 投資有価証券 | 19百万円    |
| 計      | 3,459百万円 |

(2) 担保に係る債務

|       |          |
|-------|----------|
| 短期借入金 | 815百万円   |
| 長期借入金 | 2,002百万円 |
| 計     | 2,818百万円 |

2. 有形固定資産の減価償却累計額 15,704百万円

3. たな卸資産及び工事損失引当金の表示

損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約に係るたな卸資産のうち、工事損失引当金に対応する額は296百万円（うち、商品及び製品2百万円、仕掛品293百万円）であります。

4. 財務制限条項

当連結会計年度末の借入金のうち4,000百万円には、シンジケーション方式による金銭消費貸借契約を締結しており、財務制限条項が付されております。

下記の条項に抵触した場合は、借入先の要求に基づき、期限の利益を失い、借入元本及び利息を支払う可能性があります。

(1) 各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の金額を当該決算期の直前の決算期の末日またはローン締結日の属する決算期の直前の決算期における連結貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額を維持すること。

(2) 各年度の決算期に係る連結損益計算書上の経常損益を2期連続して損失としないこと。

当連結会計年度末の借入金のうち432百万円には借入先との相対による金銭消費貸借契約を締結しており、財務制限条項が付されています。

下記の条項に抵触した場合は、借入先の要求に基づき、期限の利益を失い、借入元本及び利息を支払う可能性があります。

- (1) 各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%の金額を維持すること。
- (2) 各年度の決算期に係る連結損益計算書上の経常損益を2期連続して損失としないこと。

## 連結損益計算書に関する注記

### 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しました。

| 場所     | 用途     | 種類      |
|--------|--------|---------|
| 大阪府高槻市 | 福利厚生施設 | 建物及び構築物 |

福利厚生施設の処分が予定されており、回収可能価額を零として評価し、帳簿価額と回収可能価額との差額を減損損失として特別損失(158百万円)に計上しております。その内訳は、建物111百万円、構築物12百万円及び取壊費用33百万円であります。

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首   | 当連結会計年度末    |
|-------|-------------|-------------|
| 普通株式  | 29,889,079株 | 29,889,079株 |

### 2. 新株予約権に関する事項

当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 114,200株

### 3. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

| 決議                  | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|---------------------|-------|--------|----------|------------|------------|
| 平成26年5月16日<br>取締役会  | 普通株式  | 252百万円 | 9円       | 平成26年3月31日 | 平成26年6月5日  |
| 平成26年11月13日<br>取締役会 | 普通株式  | 247百万円 | 9円       | 平成26年9月30日 | 平成26年12月8日 |

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議                 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日     |
|--------------------|-------|-------|--------|----------|------------|-----------|
| 平成27年5月15日<br>取締役会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 247百万円 | 9円       | 平成27年3月31日 | 平成27年6月4日 |

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、適切な与信管理のもとにリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

| 区 分                    | 連結貸借対照表計上額<br>(※1) | 時 価<br>(※1) | 差 額  |
|------------------------|--------------------|-------------|------|
| (1) 現金及び預金             | 4,439百万円           | 4,439百万円    | －百万円 |
| (2) 受取手形及び売掛金          | 26,616             | 26,605      | △10  |
| (3) 投資有価証券             | 8,221              | 8,221       | －    |
| (4) 支払手形及び買掛金          | (10,110)           | (10,110)    | －    |
| (5) 短期借入金              | (8,356)            | (8,356)     | －    |
| (6) 長期借入金              | (8,782)            | (8,841)     | △59  |
| (7) デリバティブ取引(※2)       |                    |             |      |
| ① ヘッジ会計が適用されて<br>いないもの | (484)              | (484)       | －    |
| ② ヘッジ会計が適用されて<br>いるもの  | (1,281)            | (1,281)     | －    |

(※1)負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(※2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金のうち金利スワップの特例処理の対象とされているものについては(下記(7)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(7) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。(上記(6)参照)

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額6,029百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

投資事業有限責任組合への出資(連結貸借対照表計上額71百万円)は、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められているもので構成されているため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

## 1 株当たり情報に関する注記

|             |           |
|-------------|-----------|
| 1 株当たり純資産額  | 1,308円22銭 |
| 1 株当たり当期純利益 | 14円61銭    |

# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

単位：百万円

| 資産の部            |               | 負債の部           |               |
|-----------------|---------------|----------------|---------------|
| 科目              | 金額            | 科目             | 金額            |
| <b>流動資産</b>     | <b>37,087</b> | <b>流動負債</b>    | <b>22,944</b> |
| 現金及び預金          | 2,458         | 支払手形           | 1,172         |
| 受取手形            | 1,303         | 買掛金            | 8,823         |
| 売掛金             | 23,048        | 短期借入金          | 7,425         |
| 商品及び製品          | 128           | リース債           | 112           |
| 仕掛品             | 5,679         | 未払法人税等         | 305           |
| 原材料及び貯蔵品        | 1,149         | 未払費用           | 28            |
| 前渡金             | 563           | 未払受入金          | 457           |
| 前払費用            | 188           | 前受り金           | 1,379         |
| 繰延税金資産          | 874           | 前受り益金          | 40            |
| 短期貸付金           | 920           | 前受り引当金         | 8             |
| その他             | 802           | 賞与引当金          | 640           |
| 貸倒引当金           | △29           | 製品保証引当金        | 631           |
| <b>固定資産</b>     | <b>25,986</b> | 工事損失引当金        | 436           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>7,397</b>  | その他            | 1,485         |
| 建物              | 2,519         | <b>固定負債</b>    | <b>9,090</b>  |
| 構築物             | 225           | 長期借入金          | 8,407         |
| 機械及び装置          | 1,963         | リース債           | 136           |
| 車両運搬具           | 8             | 繰延税金負債         | 287           |
| 工具、器具及び備品       | 157           | その他            | 259           |
| 土地              | 2,203         | <b>負債合計</b>    | <b>32,034</b> |
| リース資産           | 236           | <b>純資産の部</b>   |               |
| 建設仮勘定           | 82            | <b>株主資本</b>    | <b>29,773</b> |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>2,121</b>  | 資本金            | 1,592         |
| ソフトウェア          | 2,093         | 資本剰余金          | 7,828         |
| その他             | 28            | 資本準備金          | 4,610         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>16,467</b> | その他資本剰余金       | 3,217         |
| 投資有価証券          | 8,626         | <b>利益剰余金</b>   | <b>21,851</b> |
| 関係会社株式・出資金      | 3,490         | 利益準備金          | 398           |
| 長期貸付金           | 4,125         | その他利益剰余金       | 21,453        |
| 前払年金費用          | 31            | 固定資産圧縮積立金      | 389           |
| その他             | 484           | 配当平均積立金        | 1,400         |
| 貸倒引当金           | △290          | 別途積立金          | 11,470        |
| <b>資産合計</b>     | <b>63,074</b> | 繰越利益剰余金        | 8,193         |
|                 |               | <b>自己株式</b>    | <b>△1,499</b> |
|                 |               | 評価・換算差額等       | 1,156         |
|                 |               | その他有価証券評価差額金   | 1,613         |
|                 |               | 繰延ヘッジ損益        | △456          |
|                 |               | 新株予約権          | 109           |
|                 |               | <b>純資産合計</b>   | <b>31,039</b> |
|                 |               | <b>負債純資産合計</b> | <b>63,074</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

単位：百万円

| 科 目                   | 金 額   |        |
|-----------------------|-------|--------|
| 売 上 高                 |       | 36,672 |
| 売 上 原 価               |       | 31,544 |
| 売 上 総 利 益             |       | 5,127  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |       | 6,051  |
| 営 業 損 失               |       | 923    |
| 営 業 外 収 益             |       |        |
| 受 取 利 息               | 232   |        |
| 受 取 配 当 金             | 1,121 |        |
| 為 替 差 益               | 266   |        |
| 受 取 賃 貸 料             | 141   |        |
| そ の 他                 | 108   | 1,869  |
| 営 業 外 費 用             |       |        |
| 支 払 利 息               | 97    |        |
| そ の 他                 | 92    | 190    |
| 経 常 利 益               |       | 755    |
| 特 別 利 益               |       |        |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 45    | 45     |
| 特 別 損 失               |       |        |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損     | 4     |        |
| 減 損 損 失               | 158   | 163    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |       | 638    |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 31    |        |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △1    | 29     |
| 当 期 純 利 益             |       | 608    |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

単位：百万円

|              | 株主資本  |       |          |         |
|--------------|-------|-------|----------|---------|
|              | 資本金   | 資本剰余金 |          |         |
|              |       | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 当期首残高        | 1,592 | 4,610 | 3,212    | 7,822   |
| 当事業年度中の変動額   |       |       |          |         |
| 自己株式の処分      |       |       | 5        | 5       |
| 当事業年度中の変動額合計 | —     | —     | 5        | 5       |
| 当期末残高        | 1,592 | 4,610 | 3,217    | 7,828   |

|                       | 株主資本  |               |             |        |             |             |
|-----------------------|-------|---------------|-------------|--------|-------------|-------------|
|                       | 利益剰余金 |               |             |        |             |             |
|                       | 利益準備金 | その他利益剰余金      |             |        |             | 利益剰余金<br>合計 |
|                       |       | 固定資産<br>圧縮積立金 | 配当平均<br>積立金 | 別途積立金  | 繰越利益<br>剰余金 |             |
| 当期首残高                 | 398   | 370           | 1,400       | 11,470 | 7,247       | 20,886      |
| 会計方針の変更による累<br>積的影響額  |       |               |             |        | 856         | 856         |
| 会計方針の変更を反映し<br>た当期首残高 | 398   | 370           | 1,400       | 11,470 | 8,104       | 21,742      |
| 当事業年度中の変動額            |       |               |             |        |             |             |
| 固定資産圧縮積立金の取崩          |       | △0            |             |        | 0           | —           |
| 税率変更による積立金の調整<br>額    |       | 19            |             |        | △19         | —           |
| 剰余金の配当                |       |               |             |        | △500        | △500        |
| 当期純利益                 |       |               |             |        | 608         | 608         |
| 当事業年度中の変動額合計          | —     | 18            | —           | —      | 89          | 108         |
| 当期末残高                 | 398   | 389           | 1,400       | 11,470 | 8,193       | 21,851      |

|                             | 株主資本   |            | 評価・換算差額等        |             |                | 新株<br>予約権 | 純資産合計  |
|-----------------------------|--------|------------|-----------------|-------------|----------------|-----------|--------|
|                             | 自己株式   | 株主資本<br>合計 | 其他有価証<br>券評価差額金 | 繰延ヘッジ<br>損益 | 評価・換算<br>差額等合計 |           |        |
| 当期首残高                       | △962   | 29,339     | 1,072           | △249        | 823            | 101       | 30,264 |
| 会計方針の変更による累<br>積的影響額        |        | 856        |                 |             |                |           | 856    |
| 会計方針の変更を反映し<br>た当期首残高       | △962   | 30,196     | 1,072           | △249        | 823            | 101       | 31,121 |
| 当事業年度中の変動額                  |        |            |                 |             |                |           |        |
| 固定資産圧縮積立金の取崩                |        | —          |                 |             |                |           | —      |
| 税率変更による積立金の調整<br>額          |        | —          |                 |             |                |           | —      |
| 剰余金の配当                      |        | △500       |                 |             |                |           | △500   |
| 当期純利益                       |        | 608        |                 |             |                |           | 608    |
| 自己株式の取得                     | △544   | △544       |                 |             |                |           | △544   |
| 自己株式の処分                     | 7      | 13         |                 |             |                |           | 13     |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) | —      | —          | 540             | △207        | 333            | 8         | 341    |
| 当事業年度中の変動額合計                | △536   | △422       | 540             | △207        | 333            | 8         | △81    |
| 当期末残高                       | △1,499 | 29,773     | 1,613           | △456        | 1,156          | 109       | 31,039 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

###### ① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

###### ② その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### (2) デリバティブ

時価法によっております。

##### (3) たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

###### ① 商品及び製品、原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法によっております。

###### ② 仕掛品

個別法による原価法によっております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）については定額法、その他の有形固定資産については定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|                   |        |
|-------------------|--------|
| 「建物」及び「構築物」       | 10～50年 |
| 「機械及び装置」及び「車両運搬具」 | 4～17年  |
| 「工具、器具及び備品」       | 2～20年  |

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内による利用可能期間（5年～7年）に基づいております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の実情を考慮して計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額基準により計上しております。

#### (3) 製品保証引当金

ブランド工事等における今後の無償保証工事費用の発生に備えるため、過去の実績に基づいて計上しております。

#### (4) 工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、当事業年度末における手持受注工事のうち、発生する工事原価の見積額が、受注額を超過すると見込まれるものについて計上しております。

#### (5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、当事業年度末は、貸借対照表に「前払年金費用」として表示しております。

##### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### ② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次事業年度から費用処理することとしております。

#### (会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更し、割引率の決定方法を残存勤務期間に基づく割引率から単一の加重平均割引率へ変更しました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37号に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付に係る負債が1,330百万円減少し、利益剰余金が856百万円増加しております。また、当事業年度の営業損失、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額はそれぞれ軽微であります。

#### 4. 重要な収益及び費用の計上基準

##### 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

その他の工事

工事完成基準

#### 5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### 6. ヘッジ会計の方法

##### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。

##### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

a（ヘッジ手段）……………為替予約

（ヘッジ対象）……………外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

b（ヘッジ手段）……………金利スワップ

（ヘッジ対象）……………借入金

##### (3) ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

##### (4) ヘッジ有効性評価の方法

主として、ヘッジ手段とヘッジ対象について、キャッシュ・フローの変動の累計を比較する方法によっておりますが、契約の内容等によりヘッジに高い有効性が明らかに認められる場合については有効性の判定を省略しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

#### 7. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類のこれらの会計処理の方法と異なっております。

#### 8. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## 貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### (1) 担保に供している資産

|                |          |
|----------------|----------|
| 有形固定資産(工場財団組成) | 3,238百万円 |
| 投資有価証券         | 19百万円    |
| 計              | 3,257百万円 |

#### (2) 担保に係る債務

|       |          |
|-------|----------|
| 短期借入金 | 768百万円   |
| 長期借入金 | 1,932百万円 |
| 計     | 2,700百万円 |

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

13,263百万円

### 3. たな卸資産及び工事損失引当金の表示

損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。

損失の発生が見込まれる工事契約に係るたな卸資産のうち、工事損失引当金に対応する額は296百万円（うち、商品及び製品2百万円、仕掛品293百万円）であります。

### 4. 保証債務

|                  |        |
|------------------|--------|
| 他社の銀行借入等に対する債務保証 | 243百万円 |
|------------------|--------|

### 5. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務

|        |          |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 2,708百万円 |
| 長期金銭債権 | 4,016百万円 |
| 短期金銭債務 | 893百万円   |

### 6. 取締役(又は監査役)に対する金銭債権・金銭債務

|      |       |
|------|-------|
| 金銭債務 | 53百万円 |
|------|-------|

### 7. 財務制限条項

当事業年度末の借入金のうち4,000百万円には、シンジケーション方式による金銭消費貸借契約を締結しており、財務制限条項が付されております。

下記の条項に抵触した場合は、借入先の要求に基づき、期限の利益を失い、借入元本及び利息を支払う可能性があります。

- (1) 各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額を当該決算期の直前の決算期の末日またはローン締結日の属する決算期の直前の決算期における連結貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額を維持すること。
- (2) 各年度の決算期に係る連結損益計算書上の経常損益を2期連続して損失としないこと。

当事業年度末の借入金のうち432百万円には借入先との相対による金銭消費貸借契約を締結しており、財務制限条項が付されております。

下記の条項に抵触した場合は、借入先の要求に基づき、期限の利益を失い、借入元本及び利息を支払う可能性があります。

- (1) 各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%の金額を維持すること。
- (2) 各年度の決算期に係る連結損益計算書上の経常損益を2期連続して損失としないこと。

## 損益計算書に関する注記

### 1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

|            |          |
|------------|----------|
| 売上高        | 1,766百万円 |
| 仕入高        | 3,238百万円 |
| その他        | 420百万円   |
| 営業取引以外の取引高 | 1,158百万円 |

### 2. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しました。

| 場所     | 用途     | 種類      |
|--------|--------|---------|
| 大阪府高槻市 | 福利厚生施設 | 建物及び構築物 |

福利厚生施設の処分が予定されており、回収可能価額を零として評価し、帳簿価額と回収可能価額との差額を減損損失として特別損失(158百万円)に計上しております。その内訳は、建物111百万円、構築物12百万円及び取壊費用33百万円であります。

## 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当期末の株式数    |
|-------|------------|
| 普通株式  | 2,401,805株 |

## 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### (繰延税金資産)

|           |          |
|-----------|----------|
| 投資有価証券評価損 | 192百万円   |
| 関係会社株式評価損 | 129百万円   |
| 繰越欠損金     | 172百万円   |
| 貸倒引当金     | 103百万円   |
| 賞与引当金     | 211百万円   |
| 製品保証引当金   | 208百万円   |
| 工事損失引当金   | 144百万円   |
| 前払年金費用    | 351百万円   |
| 繰延ヘッジ損益   | 226百万円   |
| その他       | 295百万円   |
| 繰延税金資産小計  | 2,035百万円 |
| 評価性引当額    | △471百万円  |
| 繰延税金資産合計  | 1,564百万円 |

#### (繰延税金負債)

|               |         |
|---------------|---------|
| その他有価証券評価差額金  | △791百万円 |
| 固定資産圧縮積立金     | △185百万円 |
| 繰延税金負債合計      | △977百万円 |
| 繰延税金資産(負債)の純額 | 586百万円  |

### 2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は27百万円減少、法人税等調整額が90百万円増加、その他有価証券評価差額金が80百万円増加、繰延ヘッジ損益が17百万円減少しております。

## 関連当事者との取引に関する注記

| 種類  | 会社等の名称                      | 議決権等の所有割合    | 関連当事者との関係 | 取引の内容        | 取引金額 | 科目    | 期末残高     |
|-----|-----------------------------|--------------|-----------|--------------|------|-------|----------|
| 子会社 | TORISHIMA (USA) CORPORATION | 所有<br>直接100% | 資金の援助     | 資金の貸付<br>(注) | 一百万円 | 長期貸付金 | 2,703百万円 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) TORISHIMA (USA) CORPORATIONに対する資金の貸付については市場金利を勘案して決定しております。

## 1 株当たり情報に関する注記

|            |           |
|------------|-----------|
| 1株当たり純資産額  | 1,125円24銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 21円93銭    |

## 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社であります。

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

株式会社 西島製作所  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 内藤 真一 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 甲斐 祐二 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社西島製作所の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社西島製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

株式会社 西島製作所  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 内藤 真一 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 甲斐 祐二 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社西島製作所の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第134期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第134期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役の監査報告を踏まえ、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損うものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人 トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人 トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月15日

株式会社 西島製作所 監査役会

監査役(常勤) 吉 田 欽 一 ⑩

監査役(常勤) 福 田 豊 ⑩

監 査 役 津 田 晃 ⑩

監 査 役 伯 川 志 郎 ⑩

- (注) 1. 監査役 豊藏 亮、監査役 津田 晃及び監査役 伯川志郎は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。
2. 社外監査役 豊藏 亮氏は、平成27年4月23日に逝去され、同日退任のため、上記監査報告には署名はありません。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む）に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能をより一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図るべく、監査等委員会設置会社に移行するため、当法定款につきまして所要の変更を行うものであります。

併せて、同改正法により会社法第427条に定める責任限定契約の対象が非業務執行取締役等に拡大されたことを受けて、責任限定契約の対象を拡大するべく所要の変更を行うものであります。

なお、この責任限定契約に係る定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。また、本定款変更は本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1条～第9条（条文省略）<br>（基準日）<br>第10条 当社は、この定款第13条2項、 <u>第46条1項及び第47条</u> に定める日を基準日とする。<br>②（条文省略）<br>第11条～第19条（条文省略）<br>（取締役の定員）<br>第20条 当社の取締役は、7名以内とする。<br><br>（新 設）<br><br>（取締役の選任）<br>第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。<br><br>②（条文省略） | 第1条～第9条（現行どおり）<br>（基準日）<br>第10条 当社は、この定款第13条第2項、 <u>第41条第1項及び第42条</u> に定める日を基準日とする。<br>②（現行どおり）<br>第11条～第19条（現行どおり）<br>（取締役の定員）<br>第20条 当社の取締役（ <u>監査等委員であるものを除く。</u> ）は、7名以内とする。<br>② 当社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）は、5名以内とする。<br>（取締役の選任）<br>第21条 取締役は、 <u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u> 取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。<br><br>②（現行どおり） |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 補欠または増員によって就任した取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役(監査等委員を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 補欠または増員によって就任した取締役(監査等委員を除く。)の任期は、他の取締役の残任期間と同一とする。</p> <p>③ 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>④ 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</p> <p>⑤ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p> |
| <p>(代表取締役)</p> <p>第23条 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によって定める。</p>                                                                                                                   | <p>(代表取締役)</p> <p>第23条 当会社を代表する取締役は、取締役(監査等委員を除く。)の中から取締役会の決議によって定める。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| <p>(役付取締役)</p> <p>第24条 取締役会の決議により、取締役会長1名、取締役社長1名、専務取締役、常務取締役及びその他の役付取締役若干名を定めることができる。</p>                                                                                | <p>(役付取締役)</p> <p>第24条 取締役会の決議により、取締役(監査等委員を除く。)の中から取締役会長1名、取締役社長1名、専務取締役、常務取締役及びその他の役付取締役若干名を定めることができる。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p>                                                                                                                                       | <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| <p>第26条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>                                                                                                                                      | <p>第26条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 (条文省略)</p>                                                                                                                                      | <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <p>② 当会社は社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>                                                 | <p>② 当会社は取締役(業務執行取締役等を除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                           |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第28条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。但し緊急のときは、これを短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第29条 当社は取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会<br/>(監査役及び監査役会の設置)</p> <p>第31条 当社は監査役及び監査役会を置く。<br/><u>(監査役の定員)</u></p> <p>第32条 当社の監査役は、5名以内とする。<br/><u>(監査役の選任)</u></p> <p>第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。監査役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。<br/><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。<br/>補欠によって就任した監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</p> <p>② 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>③ 前項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任監査役の残任期間と同一とする。</p> | <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第28条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。但し緊急のときは、これを短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第29条 当社は取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第30条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査等委員会<br/>(監査等委員会の設置)</p> <p>第32条 当社は監査等委員会を置く。<br/>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(<u>常勤監査役及び常任監査役</u>)</p>                                                                                                             | <p>(削 除)</p>                                                                                                                                                                                                                                     |
| <p>第35条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。また、監査役の互選をもって、常任監査役を定めることができる。</u></p>                                                               | <p>(削 除)</p>                                                                                                                                                                                                                                     |
| <p>(<u>監査役の報酬等</u>)</p>                                                                                                                  | <p>(削 除)</p>                                                                                                                                                                                                                                     |
| <p>第36条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>                                                                                              | <p>(削 除)</p>                                                                                                                                                                                                                                     |
| <p>(<u>監査役の責任免除</u>)</p>                                                                                                                 | <p>(削 除)</p>                                                                                                                                                                                                                                     |
| <p>第37条 <u>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> | <p>(削 除)</p>                                                                                                                                                                                                                                     |
| <p>② <u>当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>          | <p>(削 除)</p>                                                                                                                                                                                                                                     |
| <p>(<u>監査役会の招集通知</u>)</p>                                                                                                                | <p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p>                                                                                                                                                                                                                      |
| <p>第38条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。但し緊急のときは、これを短縮することができる。</u></p>                                                          | <p>第33条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。但し緊急のときは、これを短縮することができる。</u></p>                                                                                                                                                              |
| <p>(<u>監査役会規則</u>)</p>                                                                                                                   | <p>(<u>監査等委員会規則</u>)</p>                                                                                                                                                                                                                         |
| <p>第39条 <u>監査役会に関する事項については、監査役会で定める監査役会規則による。</u></p>                                                                                    | <p>第34条 <u>監査等委員会に関する事項については、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。</u></p>                                                                                                                                                                                      |
| <p>第40条～第42条 (条文省略)</p>                                                                                                                  | <p>第35条～第37条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                                                                                         |
| <p>(<u>会計監査人の報酬等</u>)</p>                                                                                                                | <p>(<u>会計監査人の報酬等</u>)</p>                                                                                                                                                                                                                        |
| <p>第43条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>                                                                                       | <p>第38条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>                                                                                                                                                                                             |
| <p>第44条～第48条 (条文省略)<br/>(新 設)</p>                                                                                                        | <p>第39条～第43条 (現行どおり)<br/>附 則</p>                                                                                                                                                                                                                 |
| <p>(<u>監査役会の招集通知</u>)</p>                                                                                                                | <p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p>                                                                                                                                                                                                                      |
| <p>第38条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。但し緊急のときは、これを短縮することができる。</u></p>                                                          | <p>第33条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。但し緊急のときは、これを短縮することができる。</u></p>                                                                                                                                                              |
| <p>② <u>当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>          | <p>1 <u>当社は、第134回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であったものを含む。)の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>第134回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であったものを含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお定時株主総会の決議による変更前の定款第37条第2項の定めるところによる。</u></p> |

## 第2号議案 取締役(監査等委員であるものを除く) 5名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、現任取締役 原田耕太郎、藤川博道、久島哲也、藤瀬 學の4氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役(監査等委員であるものを除く) 5名の選任をお願いするものであります。

取締役(監査等委員であるものを除く) 候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する当社株式の数 |
|-------|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | 原 田 耕 太 郎<br>(昭和36年10月 2日生) | 昭和59年 4月 (株)大和銀行入行<br>平成 9年 5月 同行信託財産部部長代理<br>平成 9年 7月 当社入社<br>平成10年 8月 当社社長室長<br>平成11年 6月 当社取締役<br>平成12年 8月 当社社長室長兼営業本部副本部長<br>平成13年 6月 当社常務取締役<br>当社営業本部長<br>平成16年 6月 当社代表取締役専務<br>平成18年 6月 当社代表取締役社長<br>最高執行役員社長<br>(現在に至る)                                                                                                                                                                                                         | 22,900株    |
| 2     | 藤 川 博 道<br>(昭和18年11月21日生)   | 昭和41年 4月 当社入社<br>平成10年 8月 当社生産本部副本部長<br>平成11年 6月 当社取締役<br>当社営業本部副本部長兼大阪支店長<br>平成12年 8月 当社大阪支店長<br>平成13年 6月 当社東京支社長<br>平成16年 6月 西島エンジニアリング(株)<br>常務取締役<br>平成16年 7月 当社生産本部副本部長<br>(海外プロジェクト担当)<br>平成21年 4月 当社常務執行役員<br>当社品質マネジメント本部長<br>平成21年 6月 当社取締役<br>当社上席常務執行役員<br>平成23年 4月 当社専務執行役員<br>当社営業本部長兼プラントエンジニアリング本部長<br>平成23年 6月 当社代表取締役<br>(現在に至る)<br>平成25年 4月 当社営業本部長<br>平成26年 4月 当社営業本部長兼プラントエンジニアリング本部長<br>平成26年 7月 当社副社長<br>(現在に至る) | 23,500株    |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社株式の数 |
|-------|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3     | くじま かつや<br>久島哲也<br>(昭和36年 1月25日生)      | 昭和60年 4月 当社入社<br>平成13年 6月 当社風力発電営業部長<br>平成16年 7月 当社調達部長<br>平成17年 7月 当社調達本部長<br>平成18年 6月 当社執行役員<br>平成20年 5月 当社常務執行役員<br>平成22年 6月 当社取締役<br>(現在に至る)<br>当社上席常務執行役員<br>平成26年 4月 当社専務執行役員<br>(現在に至る)<br>平成27年 4月 当社経営企画室長兼調達本部長および<br>管理本部管掌<br>(現在に至る) | 10,200株    |
| 4     | よし かわ のぶ ゆき<br>吉川 宣行<br>(昭和24年 2月 4日生) | 昭和46年 4月 当社入社<br>平成 9年 7月 当社品質保証部長<br>平成19年 6月 当社C S R推進室長<br>平成22年 4月 当社執行役員C S R本部長<br>平成25年 4月 当社執行役員生産本部副本部長<br>平成26年 4月 当社常務執行役員生産本部長<br>(現在に至る)                                                                                             | 1,000株     |
| 5     | よし だ きん いち<br>吉田 欽一<br>(昭和18年 1月16日生)  | 昭和42年 4月 当社入社<br>平成11年 6月 当社取締役<br>平成11年 7月 当社管理本部長兼経理部長兼監査室長<br>平成12年 8月 当社管理本部長兼経理部長<br>平成13年 6月 当社常務取締役<br>当社管理本部長兼経理部長兼監査室長<br>平成15年 7月 当社管理本部長<br>平成18年 6月 当社取締役 上席常務執行役員<br>当社C S R本部長<br>平成21年 6月 当社常勤監査役<br>(現在に至る)                       | 31,000株    |

(注) 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する当社株式の数 |
|-------|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | ふく だ ちか<br>福田 豊<br>(昭和26年12月29日生) | 昭和54年10月 当社入社<br>昭和54年10月 当社経理部配属<br>平成9年7月 当社総務部長<br>平成22年4月 当社内部監査室長<br>平成23年11月 西島ポンプ(天津)有限公司管理本部長<br>平成25年4月 当社CSR推進室長兼内部監査室長<br>平成26年4月 当社内部監査室長<br>平成26年6月 当社常勤監査役<br>(現在に至る)                                                                                                                                                                       | 4,800株     |
| 2     | つ だ あきら<br>津 田 晃<br>(昭和19年6月15日生) | 昭和43年4月 野村證券(株)入社<br>昭和62年12月 同社取締役<br>平成元年6月 同社常務取締役<br>平成8年6月 同社代表取締役専務取締役<br>平成9年6月 日本合同ファイナンス(株)<br>[現(株)ジャフコ]<br>代表取締役専務取締役<br>平成11年4月 同社代表取締役副社長<br>平成14年5月 野村インベスター・リレーションズ(株)<br>取締役会長<br>平成15年6月 同社執行役会長<br>平成17年6月 日本ベンチャーキャピタル(株)<br>代表取締役社長<br>平成17年6月 日立キャピタル(株)社外取締役<br>(現在に至る)<br>平成21年6月 当社監査役<br>(現在に至る)<br>平成21年8月 宝印刷(株)取締役<br>(現在に至る) | 4,300株     |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                            | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社株式の数 |
|-------|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3     | はく かわ し ろう<br>伯 川 志 郎<br>(昭和23年11月13日生) | 昭和50年11月 等松青木監査法人(現 有限責任監査法人<br>トーマツ)福岡事務所入所<br>昭和57年 9月 公認会計士登録<br>昭和63年 5月 有限責任監査法人トーマツ社員<br>平成 7年 5月 有限責任監査法人トーマツ代表社員<br>平成19年 6月 日本公認会計士協会北部九州会会長<br>平成19年 7月 日本公認会計士協会常務理事<br>平成24年 6月 当社監査役<br>(現在に至る)<br>平成24年12月 福岡市監査委員<br>(現在に至る) | 1,000株     |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 津田晃、伯川志郎の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 津田晃氏は、豊富な経験と幅広い見識から、当社の社外取締役に適任と判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は本定時株主総会の終結をもって6年となります。
4. 伯川志郎氏は、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識から、当社の社外取締役に適任と判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は本定時株主総会の終結をもって3年となります。
5. 当社は津田晃、伯川志郎の両氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とします。
6. 当社は津田晃、伯川志郎の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され社外取締役として就任した場合、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、当社の取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                          | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                          | 所有する当社<br>株式の数 |
|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| さかもと まさのり<br>阪本 政 敬<br>(昭和17年 1月31日生) | 昭和45年 4月 大阪弁護士会登録<br>昭和63年 4月 大阪弁護士会厚生委員会委員長<br>平成 3年 4月 大阪弁護士会副会長<br>平成10年 4月 大阪弁護士会弁護士研修委員長<br>平成14年 6月 日本弁護士連合会研修委員長<br>平成17年 4月 大阪弁護士会常議委員会議長<br>平成21年11月 大阪府入札監視委員会委員長<br>平成23年10月 同退任 | 1,000株         |

- (注) 1. 候補者は当社と顧問契約を締結しております。
2. 候補者は補欠の社外取締役候補者であります。
3. 阪本政敬氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識から、当社の社外取締役に適任と判断し、補欠の社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 当社は阪本政敬氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とします。

## 第5号議案 取締役(監査等委員であるものを除く)及び監査等委員である取締役の報酬額設定の件

これまでの取締役の報酬額は、平成19年6月28日開催の第126回定時株主総会において、「年額180,000千円以内」としてご承認いただき、現在に至っております。

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、現在の取締役の報酬額の定めを廃止し、改めて取締役(監査等委員であるものを除く)及び監査等委員である取締役の報酬額を設定することをお諮りするものであります。

取締役(監査等委員であるものを除く)の報酬額は、経済情勢等諸般の事情を考慮して、「年額180,000千円以内」とさせていただきたいと存じます。なお、使用人兼務の場合の使用人分の給与は含まないものといたします。

また、監査等委員である取締役の報酬額は、経済情勢等諸般の事情を考慮して、「年額60,000千円以内」とさせていただきたいと存じます。

なお、第2号議案が原案どおり承認可決されますと取締役(監査等委員であるものを除く)は5名となり、第3号議案が原案どおり承認可決されますと監査等委員である取締役は3名となります。

## 第6号議案 取締役(監査等委員であるものを除く)及び監査等委員である取締役に対して株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社はこれまで、役員退職慰労金に代わるものとして、透明性の確保並びに役員と株主様の利益の共通化を図るため、株価と連動する株式報酬型ストックオプションの導入を平成20年6月27日開催の第127回定時株主総会でご承認いただき、現在に至っております。

第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社となります。

つきましては、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、第5号議案の報酬額とは別枠で、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を、当社の取締役(監査等委員であるものを除く)につきましては、年額30,000千円以内、監査等委員である取締役につきましては、年額6,000千円以内で発行する件につきご承認をお願いするものであります。

なお、第2号議案が原案どおり承認可決されますと取締役(監査等委員であるものを除く)は5名となり、第3号議案が原案どおり承認可決されますと監査等委員である取締役は3名となります。

当社の取締役(監査等委員であるものを除く)及び監査等委員である取締役に対して株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権は以下の内容といたしたく存じます。

(1) 新株予約権の総数

当社の取締役(監査等委員であるものを除く)及び監査等委員である取締役に対して付与する株式報酬型ストックオプションの払込金額との相殺のため支給する報酬を当社で定める時価に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた数で除した新株予約権の総数を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の数の上限とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の総数に当社の1単元の株式数である100株を乗じた普通株式の株式数を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

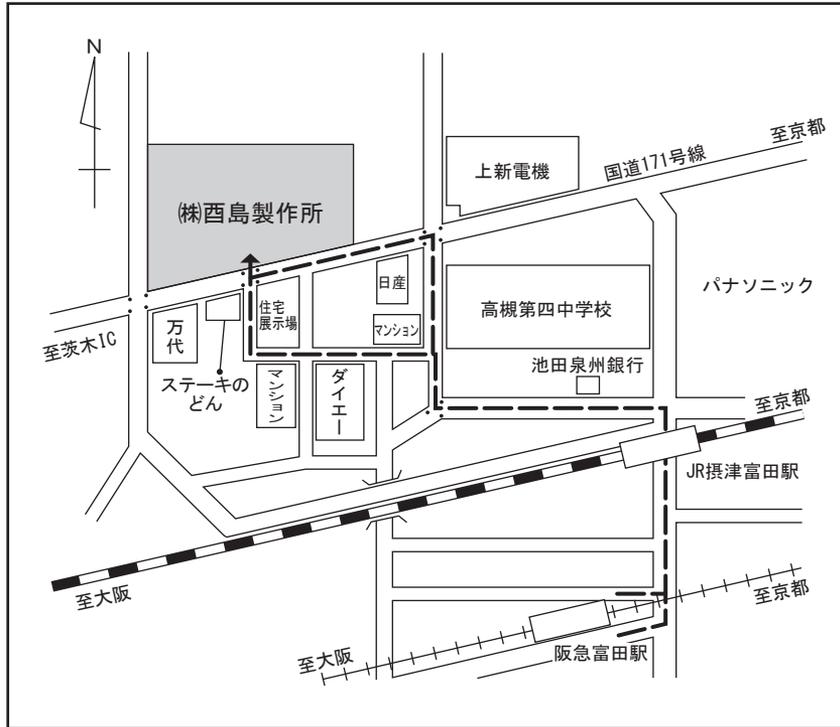
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) その他の条件

別途当社取締役会において決定するものとする。

以 上

# 株主総会会場ご案内略図



J R 摂津富田駅より徒歩6分山手  
阪急富田駅より徒歩10分山手  
名神高速道路茨木 I C より約 3 km